

厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	中央図書館壁面の安全対策に伴う施設の利用制限について	図 書 館
2	市営御幸の浜プール公認継続の取りやめについて	スポーツ課
3	寿町テニスコートの閉場について	
4	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料等の減免制度について	高齢介護課 ・ 保 険 課

令和 2 年 6 月 15 日

中央図書館壁面の安全対策に伴う施設の利用制限について

1 経緯

新型コロナウイルス感染拡大防止のために実施した臨時休館の期間中に建築基準法に基づく定期点検でタイル剥離が疑われるとの指摘を受けた中央図書館の内壁に関し、図書館、建築課の職員等で打検棒による打診調査やタイルの接着状況の調査を行ったところ、タイルと躯体コンクリートとの接合面が広範囲にわたり剥離していることが判明したものである。

現状において、タイルの剥離や落下等の破損は認められないが、大規模地震の発生や経年劣化等により突然に剥離、落下し、利用者に危険が及ぶ恐れがあることから、落下等が予想されるエリアにおいて、早急に利用者の安全・安心を確保するための緊急措置を講ずるとともに、内壁の改修方法の検討に着手したところである。

また、外壁についても同様な状態であることから、落下等が予想される箇所の改修方法や時期の検討に着手するものである。

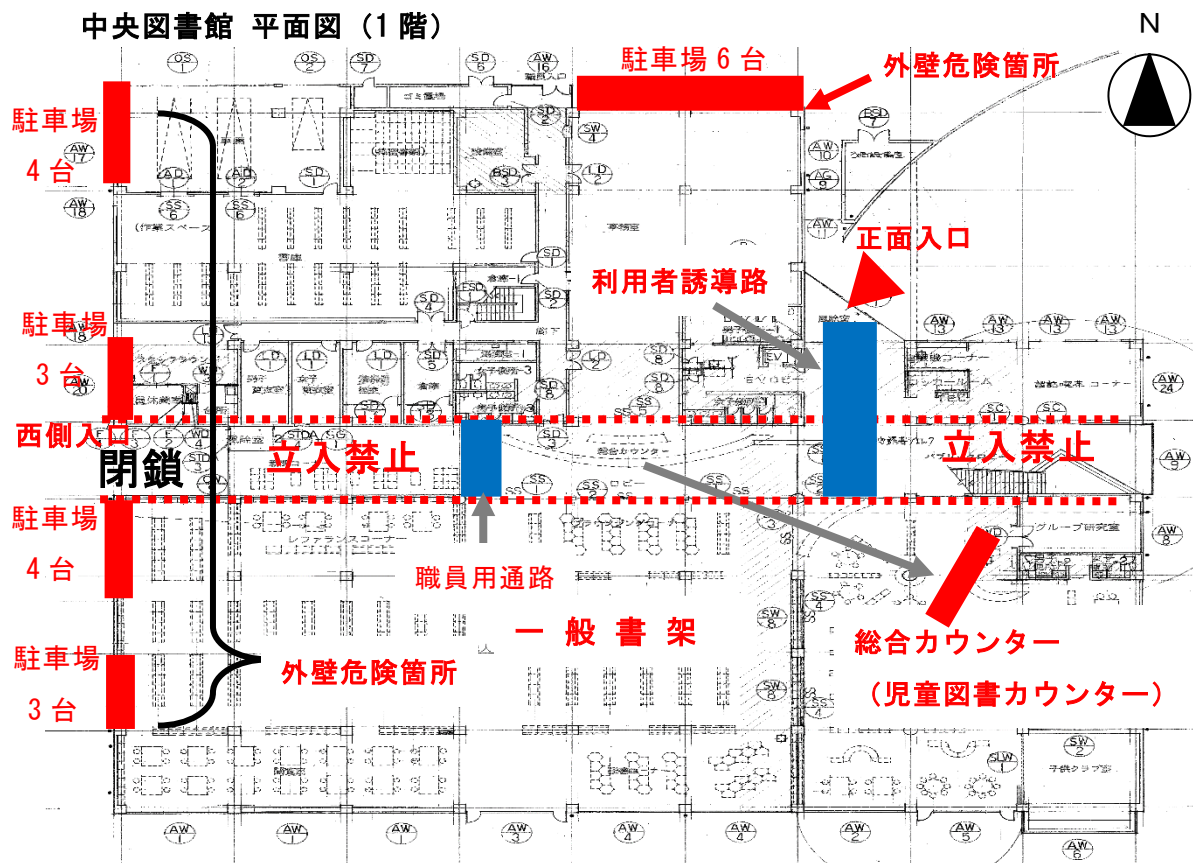
2 当面の対応等

中央図書館の内壁にタイルが使用されている、正面入口と西側入口から総合カウンターに通じる通路、西側入口及び2階に通じる階段等への立入を禁止する。

- (1) 利用者の動線を安全柵等で確保
- (2) 正面入口と西側入口を結ぶ通路への立入禁止及び西側入口の閉鎖
- (3) 総合カウンターの移設（児童図書カウンターの併用）
- (4) 視聴覚コーナー等の利用制限（2階）
- (5) 駐車場の利用制限（20台分）

図書館内壁(タイル)と総合カウンター前通路





西側入口



正面入口の安全柵

3 今後の対応

中央図書館内壁（タイル）の改修方法が決定次第、速やかに予算調整を行うなど、改修工事に向けた取り組みを進める。

また、中央図書館は令和3年1月頃から3月までの間に旧市立図書館からの資料等の移管に伴う書架増設や地域資料室の開設に向けた臨時休館を予定していることから、この休館期間等を踏まえ内壁改修を実施できるよう調整してまいりたい。

市営御幸の浜プール公認継続の取りやめについて

1 プール公認の概要

昭和 45 年に西湘バイパスの整備に伴い移転・整備した現在のプールは、従前の海難防止や観光の目的のほか、50mの競技用プールを備え体育施設の要素も加えた施設として整備した。

これに伴い、日本水泳連盟の公認を受けるべく手続きを経て公認プールとなり、以後、5年ごとに更新（再公認）を行い、「小田原市民総合体育大会」での水泳競技や「おだわらジュニア水泳競技大会」が開催されてきた。

2 御幸の浜プール（50m競泳用プール）の規模等

- 長 さ 50 m
- 幅 15.1 m
- 水 深 1.35 m～1.60 m
- コース幅 2.0 m
- コース数 7 コース
- 用 途 競泳用プール及び一般（大人）用プール
- 公認更新 昭和 45 年度から 5 年ごとに 9 回更新（再公認）
平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間

3 公認継続の取りやめについて

御幸の浜プールは、5 年ごとの申請により再公認を受けていたが、次の状況から、50m 競泳用プールの再公認（公認の更新）を行わないこととした。

（1）近年における施設の老朽化等による不具合

- ・飛び込み台の規格の不適合
- ・度重なるプール内の亀裂補修によるプールの若干の変形
- ・プールサイドの変形等、公認施設としての不備 等

（2）大会実施の不可

- ・令和 2 年度から小田原水泳協会が主管する「小田原市民総合体育大会」においては参加者の減少傾向が続いていること。また、（公財）小田原市体育協会との共催である「おだわらジュニア水泳競技大会」について、参加者が見込み人数に満たない状況が続くとともに、小田原水泳協会の解散により同大会が開催できなくなった。

4 参考

(1) 公認要件

【1969 年（昭和 44 年）日本水泳連盟競技規程付則・水泳プール公認規則より抜粋】

○公認プールは 50m プール及び 25m プールの 2 種類とする。

○50m 公認プールにおける記録だけが、日本記録及び世界記録の対象となる。

○公認プールの距離測定において、摂氏 25 度における換算値で下記範囲内の過長（プールの実測距離と公称距離との差）は認めるが、過短は認められない。

プールの種類	認められる過長値
50m プール	+10 mm
25m プール	+ 5 mm

○公認プールとして備えるべき諸条件（抜粋）

	プールの種類	規 模	その他
プール幅	50m プール	15m～25m	水球競技を行うプールでは 21m 以上
	25m プール	13m～20m	
水 深	50m プール	1. 20m 以上	
	25m プール	1. 10m 以上	
コース数	50m プール	7 コース以上	
	25m プール	5 コース以上	
コース幅	50m プール	2. 0m～2. 5m	
	25m プール		

○プール公認期間は 5 年間とする

(2) 過去 5 年間の大会参加人数

大会名称	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
小田原市民総合体育大会	19地区・107 人	18地区・97 人	8地区・87 人	16地区・68 人	台風により中止 13地区・76 人
おだわらジュニア水泳競技大会	小学生 35 人 中学生 13 人	小学生 32 人 中学生 11 人	小学生 39 人 中学生 20 人	小学生 49 人 中学生 10 人	小学生 63 人 中学生 6 人

(3) 神奈川県内における主な公認大会（2018 年度（一社）神奈川県水泳連盟事業計画より）

大会名称	開催場所
神奈川県ジュニア選手権水泳競技大会	相模原市立総合水泳場
神奈川県ジュニア公認記録会	さがみはらグリーンプール
神奈川県中学校総合体育大会	横浜国際プール
県学童学年別水泳競大会	相模原市立総合水泳場

など

寿町テニスコートの閉場について

1 これまでの経緯

寿町テニスコートは、テニス愛好者の増加に対応するため、寿町終末処理場用地を借用して昭和 61 年 7 月に整備を行い同年 10 月から利用を開始した、簡易舗装のコート 3 面を有する施設である。

以後 30 年近く経過する中で、近年では防球ネットやコート表面等の劣化が顕著となり、都度補修等を行ってきたが、平成 30 年 9 月末の台風第 24 号の影響でテニスコートを囲む防球ネットの支柱 4 本が大きく傾き、ネットごとコート内へ倒壊する危険が生じたため、支柱及び防球ネットを撤去し、同年 10 月から施設を閉鎖し利用を休止している状態にある。

2 施設の概要

- ・所在地 小田原市東町 5 丁目 403 番ほか
- ・施設配置 コート 3 面、駐車場 20 台、簡易トイレ、簡易物置
防球ネット支柱：木製 高さ 6 m・33 本
防球ネット：高さ 6 m・延長約 175m 分
- ・面積 2,552.51 m²（テニスコート 2,012.14 m²、駐車場 540.37 m²）
- ・利用料金 無料
- ・利用状況等

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	5 年平均 (H25 度～H29 度)	平成 30 年度 (4 月 1 日～9 月 30 日)
利用者数	11,399 人	9,692 人	10,593 人	10,915 人	9,105 人	10,340 人	4,480 人
稼働率	53.3 %	47.1 %	51.2 %	58.9 %	56.0 %	53.3 %	56.2 %



3 施設の方向性について

寿町テニスコートの利用を再開するためには、施設周囲に地上高約 6 m のコンクリート製支柱及び防球ネットを再設置することに加え、コートの表面改修等も行う必要があり、これらの工事には数千万円の経費がかかる見込みとなっている。また、小田原テニスガーデン等の他のテニスコートの稼働率については、下記の表のとおり余裕がある状況である。

なお、当該施設利用者及び団体からの聞き取りでは、復旧を望むものの小田原テニスガーデン等を利用しているので、閉場は致し方ないとのことであった。

これらのことを総合的に考え合わせ、寿町テニスコートについては令和元年度末をもって閉場することとした。

<参考>

○利用状況（小田原テニスガーデン、城山庭球場、小峰庭球場）

小田原テニスガーデン

	平成 25 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	151,090 人	157,192 人	164,136 人	159,378 人	155,725 人	163,402 人
稼働率	65.9 %	65.7 %	66.8 %	68.9 %	68.9 %	66.7 %
					5 年平均 (H25度～H29度)	5 年平均 (H26度～H30度)
利用者数					157,504 人	159,966 人
稼働率					67.2 %	67.4 %

城山庭球場

	平成 25 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	17,777 人	13,829 人	19,000 人	17,796 人	16,500 人	14,817 人
稼働率	48.0 %	49.6 %	49.7 %	41.6 %	37.8 %	51.2 %
					5 年平均 (H25度～H29度)	5 年平均 (H26度～H30度)
利用者数					16,980 人	16,388 人
稼働率					45.3 %	45.9 %

小峰庭球場

	平成 25 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	5,194 人	6,524 人	6,791 人	7,032 人	7,132 人	6,688 人
稼働率	38.9 %	45.2 %	48.9 %	46.7 %	48.0 %	45.0 %
					5 年平均 (H25度～H29度)	5 年平均 (H26度～H30度)
利用者数					6,534 人	6,833 人
稼働率					45.5 %	46.7 %

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料等の 減免制度について

1 国民健康保険料の減免制度

(1) 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯について、国民健康保険料の負担の軽減を図るため減免制度を創設した。

(2) 対象となる世帯

ア 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

イ 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入又は山林収入）の減少が見込まれ、次の(ア)から(ウ)のすべてに該当する世帯

※事業等の廃止や失業も含む。

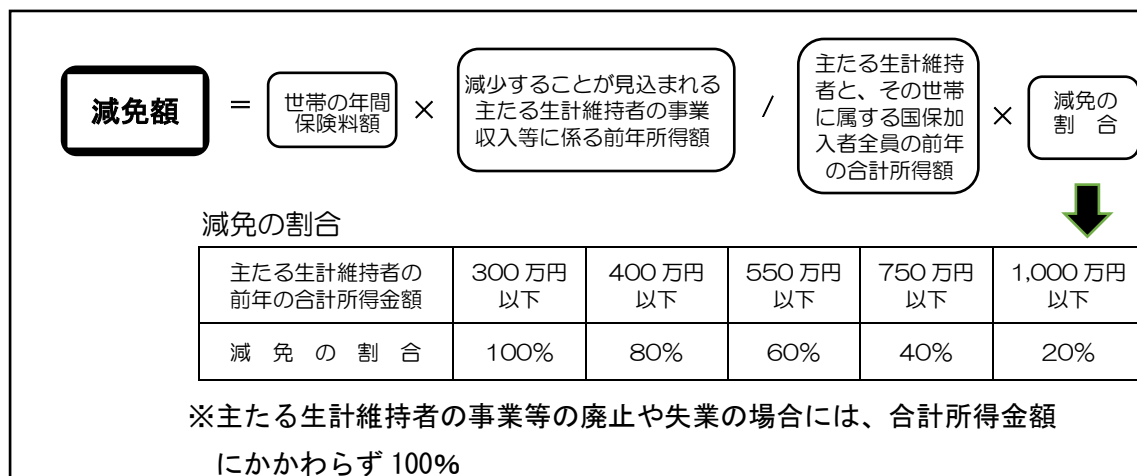
(ア) 主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して 30%以上減少していること。

(イ) 主たる生計維持者の前年の所得金額の合計が 1,000 万円以下であること。

(ウ) 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等以外の前年所得が 400 万円以下であること。

(3) 減免内容

対象となる世帯アの場合は全額免除、イの場合は次のとおり。



(4) 対象となる国民健康保険料

令和 2 年 2 月以降の納期分から令和 2 年度末までの納期分の国民健康保険料に適用

(5) 財 源

減免に伴う減額分については、全額を国の財源措置で補填

(6) 周知方法

納入通知書同封文書でお知らせ、広報紙、ホームページなど

(7) 申請方法

郵送、または窓口受付（お問い合わせをいただいた方に、関係書類を郵送）

2 介護保険料の減免制度

(1) 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入が減少する第一号被保険者について、介護保険料の負担の軽減を図るため減免制度を創設した。

(2) 対象となる第一号被保険者

ア 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者

イ 感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入又は山林収入）の減少が見込まれ、次の(ア)と(イ)の両方に該当する第一号被保険者

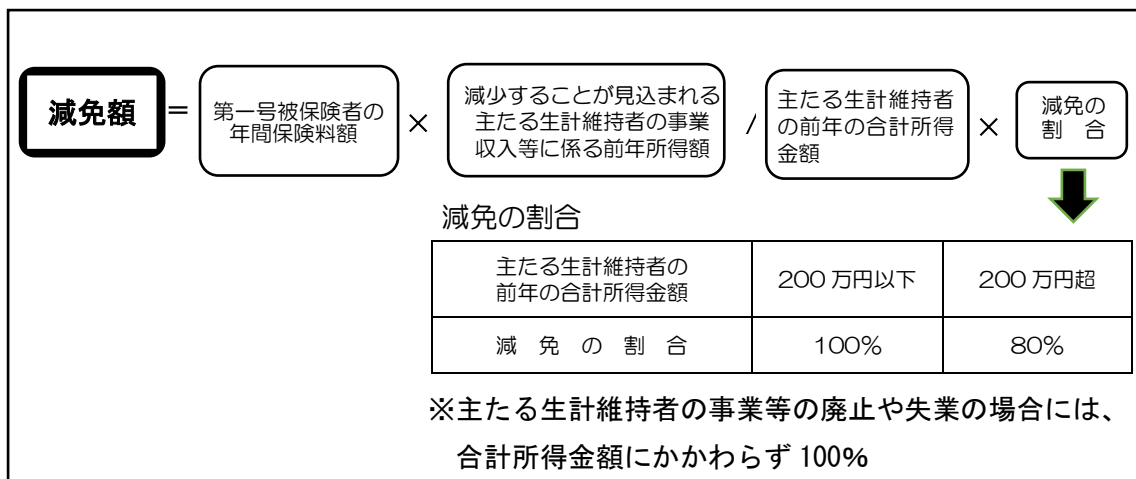
※事業等の廃止や失業も含む。

(ア) 主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して 30%以上減少していること。

(イ) 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等以外の前年所得が 400 万円以下であること。

(3) 減免内容

対象となる第一号被保険者がアの場合は全額免除、イの場合は次のとおり。



(4) 対象となる介護保険料

令和 2 年 2 月以降の納期分から令和 2 年度末までの納期分の介護保険料に適用

(5) 財 源

減免に伴う減額分については、全額を国の財源措置で補填

(6) 周知方法

納入通知書同封文書でお知らせ、広報紙、ホームページなど

(7) 申請方法

郵送、または窓口受付（お問い合わせをいただいた方に、関係書類を郵送）